

定めようとする命令等の題名及び根拠法令条項

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
<p>私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 ※パブリック・コメントの意見受付の対象は「私立学校法施行令」部分のみ。</p>	<p>私立学校法第 70 条第 5 項、第 72 条第 4 項（第 73 条において準用する場合及び第 147 条の規定により読み替えて規定する場合を含む。）、第 143 条、第 145 条第 1 項（以上の規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 154 条</p>
<p>私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）</p>	<p>私立学校法第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 23 条第 4 項、第 27 条第 2 項、第 27 条第 3 項第 3 号、第 27 条第 3 項第 4 号、第 30 条第 3 項、第 31 条第 1 項第 2 号、第 31 条第 4 項第 2 号、第 31 条第 6 項、第 36 条第 3 項第 5 号、第 39 条第 2 項、第 42 条第 4 項、第 43 条第 1 項、第 43 条第 3 項、第 43 条第 6 項第 3 号、第 45 条第 2 項、第 54 条、第 56 条第 1 項、第 68 条第 3 号、第 70 条第 2 項第 4 号、第 70 条第 5 項、第 72 条第 4 項、第 78 条第 1 項、第 78 条第 3 項第 3 号、第 86 条第 1 項、第 86 条第 2 項、第 86 条第 3 項第 3 号、第 92 条第 1 項第 2 号、第 92 条第 4 項、第 100 条第 1 項、第 101 条、第 102 条第 1 項、第 103 条第 1 項、第 103 条第 2 項、第 104 条第 1 項、第 104 条第 2 項、第 105 条第 1 項、第 106 条第 2 項但書、第 106 条第 3 項第 3 号、第 107 条第 1 項、第 107 条第 4 項但書、第 107 条第 5 項第 2 号、第 108 条第 3 項、第 137 条第 2 号、第 140 条第 1 項、第 140 条第 3 項、第 150 条、第 151 条柱書、第 151 条第 2 号、第 152 条第 11 項、第 163 条第 1 項第 4 号</p> <p>私立学校法施行令第 1 条第 5 号、第 2 条、第 5 条（予定）</p>
<p>学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示</p>	<p>私立学校法第 31 条第 1 項</p>